

## 台風による被災住宅に係る

### 屋根等の補修費用の一部を神奈川県が支援します

神奈川県が、令和元年台風第15号・第19号による被災住宅に対して、屋根補修等の耐震性の向上等に資する補修について、費用の一部を支援します。申込みについては町で受付を行います。

#### 【補助要件】

対象住宅	半壊・一部損壊の被害を受けた住宅（既に災害救助法に基づく応急修理制度を利用した住宅は対象外となります。）
対象者	現に居住の用に供されている住宅の所有者であり、自らの資力のみでは補修ができない方等
対象工事	被災した屋根の補修工事、または被災した外壁等の耐震性の向上等に資する補修工事（10万円（税込）以上が対象です。完了済みの工事も対象となります。）等
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請には、町で発行するり災証明書や被災状況が分かる写真、施工業者が作成した見積書などが必要になります。</li> <li>今回の募集では、2月29日(土)までに補修工事が完了するものが対象です。</li> </ul>

※申請の締め切りは、3月10日(火)までとなります。その他、補助額や申請などの詳細については、照会先へお問い合わせください。

照会先 都市整備課 ☎85-9566

## ～耐震に関する補助制度の紹介～

町では、地震に強いまちづくりを進めるため、建物の耐震に関する補助制度を創設していますので、ぜひご活用ください。

#### 〈木造住宅の耐震診断・改修・一部耐震化について〉

対象建築物	住民自らが所有し、かつ居住する木造住宅で、次の要件のいずれにも該当するもの ・昭和56年6月1日より前に建築された、2階建て以下の専用住宅または店舗併用住宅 ・枠組壁工法（ツーバイフォー工法）またはプレハブ工法でないもの
-------	--

#### 〈緊急輸送道路沿いの建築物にかかる耐震診断・改修について〉

対象建築物	緊急輸送道路（対象路線：国道1号、国道138号、県道75号）の沿道に建築されており、かつ、昭和56年6月1日より前に建築されたもので、建築物の高さが町で定めた基準を超える建築物であるもの
-------	---

#### 〈ブロック塀の撤去や改修について〉

補助対象工事	道路に面した高さが1メートル以上かつ長さが1メートル以上のブロック塀等の撤去とともに安全な工作物等（軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣）を設置する工事
--------	---

※各事業の補助額や、その他の基準など補助制度についての詳細は、照会先へお問い合わせください。

照会先 都市整備課 ☎85-9566

## 箱根町中小企業者災害復旧支援融資

令和元年台風第19号による豪雨災害により浸水、土砂流入等の被害を受けた中小企業者または豪雨災害に伴い経営状況が悪化している中小企業者への支援策として融資を実施します。

【対象者】○中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事業所を有する個人、または町内に主たる事業所を有する法人  
 ○町税に滞納がないこと  
 ○個人にあつては、暴力団員でないこと  
 ○法人にあつては、暴力団でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと  
 ※さらに融資区分により、対象となるための要件がありますので、下表の「対象者要件」を参照してください。  
 ※別に金融機関による審査があります。

区分	直接的な被害を受けた事業者に対する融資	その他の事業者に対する融資
対象者要件	豪雨災害により、所有する建物、設備等が被災した者で、り災証明書または被災証明書の交付を受けている方	豪雨災害により最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少している方で、当面の資金を必要とする方
※両区分の融資は互いにあわせて受けることはできません。		
資金使途	運転資金および設備資金 借換資金（取扱金融機関が適当と認めた場合に限る。）	
融資限度額	1事業者につき、5,000,000円	1事業者につき、3,000,000円
融資期間	融資実行日から5年以内 （当初、6か月以内の元金据置期間を含む。）	融資実行日から3年以内 （当初、6か月以内の元金据置期間を含む。）
返済方法	一括返済もしくは月賦返済またはその繰上返済 （月賦返済は、元金均等または元利均等を選択することとし、当初6か月以内の元金据置きを可能とする。）	
融資利率	年利1.4%	
担保	原則として不要とする。ただし、必要に応じて取扱金融機関が定める。	
保証人	個人は原則として不要とし、法人は原則として代表者を連帯保証人とする。ただし、必要に応じて取扱金融機関が定める。	
信用保証	取扱金融機関は、支援事業融資に対し、神奈川県信用保証協会の保証を付けるものとする。	
信用保証料補助	神奈川県信用保証協会に払い込んだ全額（100円未満切り捨て）	
利子補給	約定利子の支払の1回目から24回目まで （100円未満切り捨て）	約定利子の支払の1回目から12回目まで （100円未満切り捨て）

【申請方法】 次の書類を観光課に提出してください。（出張所は不可）

- 箱根町中小企業者災害復旧支援融資申込書兼認定書（第1号様式）2部
- 役員等氏名一覧表（第2号様式）1部（個人事業主は不要）  
※①、②の様式は観光課または取扱金融機関にあります。
- 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）1部  
※個人事業主で、町外在住の場合は確定申告の写し2期分
- 印鑑証明書
- 営業許可書の写し（営業許可の不要な業種を除く）
- り災証明書もしくは被災証明書  
※⑥は「直接的な被害を受けた事業者に対する融資」申請者のみ

【受付期限】 3月31日(火)まで

照会先 観光課 ☎85-7410